

結婚相手紹介サービス 概要書面

本書面の内容（両面）を十分にお読みになり、よくご理解くださいますようお願いいたします。

本書面は、当社が提供するサービスの内容及び当社と登録会員間の契約関係の概要を示すものです。

1. クーリング・オフ

- ① 会員は、結婚相手紹介サービス入会申込契約書を受領した日から8日間を経過するまでは、書面又は電磁的記録により会員登録に関する契約の解除（クーリング・オフ）ができます。
- ② 会員は、当社若しくはその役職員が①に定める事項について故意に事実を告げず又は不実のことを告げたことにより誤認し、又は当社若しくはその役職員が威迫したことにより困惑し、そのために①の解除を行わなかった場合、当社から①に定める解除ができる旨の書面を受領した日から8日間を経過するまでは、書面又は電磁的記録により会員登録に関する契約の解除ができます。
- ③ ①の解除は、その解除を行う旨の書面又は電磁的記録を発したときにその効力を生じます。
- ④ ①の解除があった場合、当社は、その解除をした会員に対し、その解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを請求することはできません。
- ⑤ ①の解除があった場合において、既に一部のサービスが提供されていても、当社は、その解除をした会員に対し、サービス料その他の金銭の支払いを請求することはできません。
- ⑥ ①の解除があった場合において、当社がその解除をした会員から金銭を受け取っているときは、速やかにその解除をした会員に対しこれを返還しなければなりません。

2. 中途解約

- (1) 会員は、結婚相手紹介サービス入会申込契約書を受領した日から8日間を経過した後（当社若しくはその役職員が前条に定める事項について故意に事実を告げず又は不実のことを告げたことにより誤認し、又は当社若しくはその役職員が威迫したことにより困惑し、そのためにクーリング・オフを行わなかった場合、当社から前条に定める解除ができる旨の書面を受領した日から8日間を経過した後）においては、将来に向かって会員登録に関する契約の解除（中途解約）ができます。
- (2) 当社は、前項の規定により会員登録に関する契約が解除されたときは、その解除をした会員に対し、次の各号に定める額を超える額の金銭の支払いを請求することができません。
 - ① その解除がサービス提供開始後である場合は次の合計額
・ 提供されたサービスの対価に相当する額・2万円又は契約残額の20%のいずれか低い額
 - ② その解除がサービス提供開始前である場合 3万円までの額

3. 中途解約時の返金

- (1) 中途解約時において、未提供役務に相当する前受金がある場合、当該相当額を返金するものとします。尚、日割計算は行いません。
- (2) 成婚退会時には、年会費の場合は前納未消化分の会費を月割りで返金いたします。（日割り計算は致しません）

4. 登録抹消時の返金

結婚相手紹介サービス入会申込契約書第12条第1項、第13条第1項で定める登録抹消事由に該当し退会となる場合は、受領金の返金を行いません。

5. 抗弁権の接続

ローン・クレジット等割賦販売利用の場合には、一定要件のもと当社に対して生じている事由をもって利用信販会社へ対抗できます。

6. 契約更新、休会及び退会

契約更新、休会及び退会については、結婚相手紹介サービス入会申込契約書別紙に定める記載の通り、所定の手続きに従います。

7. 効力の可分性

結婚相手紹介サービス入会申込契約書の条項の一部が無効な部分があった場合、その無効は他の条項の有効性に影響を与えません。

8. 保全措置

当社は、入会金その他の前受金について特段の保全措置を講じていません。

9. 個人情報の取扱い

個人情報取扱いに関する事項は結婚相手紹介サービス入会申込契約書第14条、第15条に記載の通りです。

10. 反社会的勢力の排除

会員が暴力団等の反社会的勢力の関係者又はこれに準ずる者であることが判明した場合は、結婚相手紹介サービス入会申込契約書第12条に基づき、直ちに当該会員の登録を抹消するものとします。

11. 違約金の支払い

結婚相手紹介サービス入会申込契約書第18条において、先方会員・及び相談所に違約金が発生する事由があった場合、当会に支払いがあった違約金は当会会員に還元されるものとします。

12. 役務提供事業者

東京都中央区日本橋1-2-10 東洋ビル5階 トモカイ 代表者 千原剛 電話：03-6225-5480

本書面記載の各項目、その他サービスの特徴等につき説明を受け、十分理解いたしました。

入会申込者	西暦	年	月	日	氏名

